

名誉会員制度運営内規

2011年9月1日 日本原価計算研究学会理事会

常任理事会は、70歳以上の会員について、次のいずれかの要件を満たした者を名誉会員に推薦することができる。

- (1) 会長経験者
- (2) 副会長、常任理事、または監事に、通算して、5期以上経験者

(参考) 本学会会則第4条3

「本学会に名誉会員をおくことができる。名誉会員の推薦は常任理事会の構成員が常任理事会にたいして行い、その審議を経て、理事会がこれを決定し、総会に報告する。なお、名誉会員は役員・学会賞審査委員等の選挙に関して被選挙権はもたない。」

(参考2) 本学会会則第6条3

「名誉会員は、会費を免除される。」